



2026年9月29日

各 位

上 場 会 社 名 四国電力株式会社
代 表 者 取締役社長 社長執行役員 宮本 喜弘
(コード番号 9507、東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画部 企画グループリーダー 安西 弘喜
(TEL 087-821-5061)

託送料金見直しの小売電気料金への反映 および特定小売供給約款の変更届出について

当社の子会社である四国電力送配電株式会社（以下、四国電力送配電）は、2026年7月10日に託送料金における収入の見通しの変更承認申請を行いました。その後、同年9月4日に経済産業大臣による承認を受け、同年9月11日に託送料金単価の見直しに向けた託送供給等約款の変更届出（2026年11月1日より適用予定）を実施しました。（いずれも当該日にお知らせ済み）

当該託送料金の見直しを受けて、当社としましては、本年11月1日以降^{※1}、低圧のお客さまの小売電気料金の見直しを行うことといたしました。（高圧・特別高圧の小売電気料金についても、本年11月1日以降、値上げ後の需要側託送料金単価を適用することとしております。）

今回の低圧の電気料金の見直しは、託送料金の変動分を電気料金に反映させるものであり、低圧のすべての電気料金プランが値上げとなりますが、このうち、規制料金^{※2}の見直しについては、経済産業大臣への特定小売供給約款の変更届出が必要であることから、本日、届出を行いました。

なお、本件に係る当社連結業績への影響につきましては、この度、当社における小売電気料金への託送料金見直しの反映に係る具体的な方針が固まったことから、今後、具体的な算定を進めてまいります。が、上記の2026年9月11日付の適時開示にてお知らせした、四国電力送配電の変更届出に基づき想定される託送料金収入の増分^{※3}に準じた水準になるものと見込んでおります。

- ※1 低圧自由料金プランについては、11月の検針日以降のご使用分を対象とし、12月分料金より適用いたします。
- ※2 特定小売供給約款で定める電気料金（定額電灯、従量電灯A・B、臨時電灯A・B・C、公衆街路灯A・B・C、低圧電力、臨時電力、農事用電力）を指します。
- ※3 変更届出に基づき想定される2026年度～2027年度の託送料金収入の増分は、338億円（1年あたり239億円）の見込みです。

以 上

(参考 1) ご家庭向け料金プランの平均的なモデルの影響額

	現行料金	見直し後料金	見直し影響額
従量電灯 A (260kWh/月)	8,894 円	9,372 円	+478 円
おトク e プラン (300kWh/月)	10,310 円	10,819 円	+509 円
でんか e プラン 〔 契約電力 6kW ご使用量 592kWh/月 〕	20,005 円	20,777 円	+772 円
昼トク e プラン 〔 契約電力 6kW ご使用量 577kWh/月 〕	18,815 円	19,592 円	+777 円

注 1 現行料金・見直し後料金ともに、2026 年 11 月分の燃料費調整単価を用いて電気料金を試算しております。

(2026 年 6 月～2026 年 8 月の平均燃料価格に基づく燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金 [2026 年 5 月分～2027 年 4 月分の適用単価]、口座振替割引額、ありがとう割引、消費税等相当額を含みます。)

注 2 でんか e プランには、電化機器のご使用による割引(電気料金の▲10%割引)を含みます。

(参考 2) 今回の見直し内容について

今回の見直し内容の詳細については、当社ホームページの専用ページでご確認いただけます。

URL : https://www.yonden.co.jp/publish/page_37.html